

平成 24 年 5 月 25 日 理事会 制定

平成 26 年 5 月 23 日 理事会 改正

平成 27 年 9 月 17 日 理事会 改正

平成 29 年 3 月 27 日 理事会 改正

第 1 章 目的

第 1 条 (目的)

この細則は、入会の手続き、会費に対する減免制度、会員の特典および会費滞納時の措置について定める。

第 2 章 (入会手続き)

第 2 条 本会に入会を希望する者は、別紙の入会申込書を提出し、会費規程に定める入会金および当該年度分の会費を納入し、理事会の承認を受けなければならない。

第 3 章 (会費減免制度)

第 3 条 (入会金の減免措置)

以下の各学会の正会員に対しては、入会時に入会申込書に記載することにより、入会金を免除する。

応用統計学会

応用物理学会

海洋気象学会

化学工学会

画像電子学会

環境科学会

計測自動制御学会

高分子学会

日本地震学会

システム制御情報学会

情報処理学会

日本神経回路学会

人工知能学会

静電気学会

精密工学会

電気学会

電子情報通信学会
土木学会
可視化情報学会
日本生体医工学会
日本磁気学会
日本オペレーションズ・リサーチ学会
日本音響学会
日本海洋学会
日本化学会
日本機械学会
日本気象学会
日本金属学会
日本経営工学会
日本経済学会
日本計算機統計学会
日本原子力学会
日本建築学会
日本航空宇宙学会
日本行動計量学会
日本混相流学会
日本材料学会
日本材料科学会
日本シミュレーション学会
日本シミュレーション&ゲーミング学会
日本数学会
日本数学教育学会
日本生物物理学会
日本船舶海洋工学会
日本ソフトウェア科学会
日本地理学会
日本鉄鋼協会
日本天文学会
日本統計学会
日本人間工学会
日本品質管理学会
日本知能情報ファジィ学会

日本物理学会
日本流体力学会
日本レオロジー学会
日本ロボット学会
バイオメカニズム学会
プラズマ・核融合学会

(年会費の減免措置)

第4条 以下の年会費の減免を行う。ただし、複数の減免措置に適合する会員の場合、もっとも減免額の大きな措置1つのみを適用する。

1. 正会員のうち各年度4月1日時点で66歳以上で申請した者は、正会員の年会費を1,500円減免する。この減免措置は平成27年度年会費より適用する。
2. 以下の学会の会員で主たる勤務地を日本国外に有する者は、別紙の会費減免申請書を事前に提出した年度の正会員の年会費を30%減免する。

SIAM (Society for Industrial and Applied Mathematics)

3. 以下の学会の会員で主たる勤務地を日本国外に有する者は、別紙の会費減免申請書を事前に提出した年度の正会員の年会費を50%減免する。

AustMS (The Australian Mathematical Society)

第4章 会員の特典

第5条 (会員の特典)

本会の正会員、学生会員、名誉会員は、次の特典を受けることができる。

1. 本会が発行する学会誌「応用数理」の配付。
2. 本会が発行する論文誌への投稿。
3. 本会が開催する各種学術集会への参加。
4. 本会が主催する各研究部会への参加。
5. 本会関係出版物の購入の便宜。
6. 主たる勤務地をアメリカ合衆国外に有する場合、以下の学会の会費の30%割引。

SIAM (Society for Industrial and Applied Mathematics)

7. オーストラリアに通常居住しない場合、以下の学会の会費の50%割引。

AustMS (The Australian Mathematical Society)

第6条 (賛助会員の特典)

本会の賛助会員は、次の特典を受けることができる。

1. 本会が発行する学会誌「応用数理」の配付。

2. 1口あたり2名までは正会員と同じ資格で本会の催す講演会・講習会に参加可能とする。但し、年会での登壇発表は、年会実行委員会が特に認めた場合を除いて正会員、学生会員、名誉会員に限る。和文論文誌、**JSIAM Letters** への投稿も、著者に正会員、学生会員または名誉会員が少なくとも1人含まれている場合に限る。
3. 2口以上の賛助会員には、英文論文誌「**JJIAM**」を無料配付。1口のみ賛助会員は、半額割引で「**JJIAM**」の購読が可能。

第7条（会費滞納時の措置）

年会費を1年以上滞納した会員に対しては、原則として第5条および第6条の特典を停止する。停止した配付物については、会費を完納した場合でも原則として配付を受けられない。

第5章（規則の改訂）

第8条（規程）

この規則で別に定めるもののほか、この規則の施行に必要な規程の制定および改廃は、理事会の決議を経て定める。

第9条（改訂）

本細則の改廃は理事会の決議により実施する。

（附則）

改定した会費細則は2017年4月1日より施行する。

別紙様式

- ・ 正会員・学生会員入会申込書
- ・ 賛助会員入会申込書
- ・ 会費減免申請書
- ・ **Reciprocal Society Discount Application**
- ・ **Application Form for JSIAM**